

第36回口頭弁論レポート

1 期日の報告

本日は3名（女性2名、男性1名）の原告本人尋問を実施しました。

傍聴された方、いかがでしたでしょうか。3名とも、じつに堂々と、それぞれのいわき市民としての被害をしっかりと立証いただいたのではないのでしょうか。

傍聴できなかった方も、3名それぞれが、被告東電と被告国の反対尋問、ときには意地悪な質問にも、リアルな事実を証言し返し、ぴしゃりとやってのけた姿をご想像ください。

本日の尋問の1番目のY. A（女性）さんは、原発事故で混乱の最中を、高齢の母親とともにくぐりぬけてきました。高齢の母親にとっては、被ばくを避けるために、毎日のすべきことをしないということが、耐えがたい負担であったそうです。だから避難生活も続けられません。やむなく避難した翌日の3月17日に、いわきの自宅に戻ってきました。

裏を返せば、そのためには、Yさんでもできる限りお母さんの日常を邪魔しないように合わせないとなりません。避難先から大混乱のいわきに舞い戻ったことに始まり、水道水を料理にも使いました。被ばくの危険があるから本当は避けたい。でもそうできない。Yさんにはそんなつらい葛藤を証言いただきました。

原発事故直後の時期を乗り越えた後も、Yさんの葛藤は続いています。被ばくは避けたい、でも、人間関係を壊すこともできない。いわきの親戚の農家からいただいた野菜を食べていいのか。お母さんがとってきた庭のフキ料理を食べないとどうなるか。原発事故がなかったならば、こんな葛藤を抱え続けることはなかったでしょう。

今は、浜通りの漁業の試験操業や、農作物の木の皮をはいでいる桃農家など、漁業関係者や農家の人たちが原発事故の被害から立ち直ろうと懸命な努力を重ねています。日々の暮らしもあります。だからYさんは、今現在も、被ばくによる健康不安はないとはいえないけれども、そういう気持にはふたをして、漁協や農家を信頼して地元の恵を食べているといいます。

浜通りの漁業への思いは、Yさん自身、原発事故直後の時期にノートに書き留めています。「・・・親潮と黒潮の会う潮目の海 浜通りの豊かな海の幸を 日々喰うことのできた幸せ ああそれが 地震と津波でたたきつぶされ 原発で追ったてられて 浜の人たちは言葉もない でも待っている 待っているからどうか 5年でも10年でも。 浜通りの港々のにぎわいと そこに揚がる豊かな海の幸を」（抜粋）

じつは私もこの詩を始めて読んだとき、感涙してしまいました。法廷でもこの詩を読み上げたのですが、Yさんはじめ傍聴席からも涙声が聞こえてきました。浜通りの皆さんは同じ気持ちなのではないのでしょうか。

被告の反対尋問にも、Yさんは迫力をもって答えました。国からは、避難先からい

わきに戻ると決めたのは、原発事故はたいして恐ろしいものではなかったからなのではないか、というような趣旨の質問がありましたが、Yさんは、すかさず、「テレビを見てドキドキしていましたよ!」「原発の温度が下がらなくて、ヘリコプターを出しても、二階から目薬だったじゃないですか!」と、怒りの回答をしました。傍聴者の皆さんも、心の中で「そうだそうだ!」と叫んだのではないのでしょうか。

Yさん、本当におつかれさまでした。

2番目はA. S (女性) さんです。

Aさんは原発事故当時、新婦人の会の事務局長として、若い世代から老年世代までの女性の意見が入ってくる立場にありましたので、それを語っていただきました。

ご自身は家庭菜園をやっていたほか、息子さんが、いわき市で有機農業を運営する「環」というグループに所属して順調に来ていたが、原発事故により「環」の活動がなくなってしまったそうです。

事故の影響で、Aさんが住んでいた地域で運営していた直売所もなくなったり、農協の鹿島支店も閉鎖され、いわきの農業が今もなお壊滅的状况にあることを証言いただきました。

また、いわき市民の偏見や住民同士のあつれきについても語っていただきました。原発事故により「環」がなくなり、職を失ってしまった息子さんが、失意の中福島市で全く別の職に携わっていました。そうしたところ、勤務先でいわき市民は賠償をもらっているという偏見が福島市民の方にあり、息子さんはいわれなき中傷等を受けたそうです。

福島県内でも、いわき市民に対する偏見が存在することを知り、まだまだ我々の知らない被害が未だに生じていることに驚きました。

さらに、いわき市内での、相双地区から避難してきた方と元いた住民らとのあつれきも深刻な問題だと感じました。避難してきた方は、賠償金を受け取っている負い目があるためか、新たにやってきた場所で心を開いて生活することができなくなっています。

一方、元いた住民の方は、避難された方が賠償金で新築の大きな家を建てて住んでいることに不公平感を感じ、腹に一物を抱えながら避難してきた方と付き合っています。

このような、いびつな状況が現実存在していることを、避難してきた方と、元の住民との心の底からの交流を阻みます。

原発事故さえなければこのような事態は生じなかったでしょう。Aさんの尋問で改めて、原発事故の被害の大きさ・深刻さ・多様さを理解することができました。

ちなみに被告らの反対尋問は、反証の意味をなしていないように感じましたが、傍聴した皆さんはいかがでしたでしょうか。

最後は、S. T（男性）さんに証言いただきました。

Sさんは、原発事故当時、社会福祉法人希望の杜福祉会の常務理事という立場にありました。希望の杜福祉会は、主に精神障がい者の就労支援等を行う社会福祉法人です。

Sさんの尋問は、なぜか傍聴席から何度も笑いをとった尋問でした。主尋問でも反対尋問でも今回ほど傍聴席から笑い声が聞こえてきた尋問は他になかったと思います。

でも、証言いただいた内容は、身寄りのない障がい者など25名の支援に追われることになったこと、原発事故による環境の激変などにより、体調を悪化させたり、入水自殺や首つり自殺など、何人もの障がい者が死亡してしまったこと、就労支援事業の立て直し、障がい者の住まいの確保等様々な非常業務に奔走させられることになったことなど、衝撃的で重いものでした。

また、Sさんの自宅の庭では、放射性物質によって土壌が汚染され、いわき市による除染はなされたものの、その際に剥がした汚染土はしばらくの間「現場保管」という形で庭に置かれたままでした。その後、原告団による土壌汚染の調査がなされましたが、そこでもSさん宅の庭では1㎡あたり12万Bqもの放射性物質が検出されましたそうです。

これに対し、被告らの反対尋問は、いずれも功を奏していなかったように思います。Sさんの回答もぶれずに堂々とされていました。被告国からは、BqとSvの違いを知っているか？Bqが高いからといって、人体への被ばく量が高くなるとは限らないことを知っているか？などという、意見を求める質問もありました。こういう質問は、反証のための意味もありませんし、何より誤導の危険があります。担当の吉田弁護士からすかさず異義を出し、誤導は免れましたが、これからもこうした質問には注意が必要です。

本日の尋問に立たれた3名の皆様により、それぞれに似た境遇にあるいわき市民の実情や思いを代弁していただけたのではないのでしょうか。3名の皆様、大変おつかれさまでした。

2 次回期日以降の日程と時間

今回の期日は原告3人の尋問でしたが、次回以降は基本原告4人ずつの尋問を予定しています。現時点で確定している期日について以下に記載します。

9月10日（火） 午前9時50分から午後4時45分ころまで
11月20日（水） 午前9時50分から午後4時45分ころまで。